

抜粋版

JCGR 日本コーポレートガバナンス研究所

2023年 第21回
JCGRコーポレートガバナンス調査

フィードバック：回答企業のガバナンス

2024年1月15日

一般社団法人日本コーポレートガバナンス研究所

※ 回答会社には全問の分析結果を送付する。またさらに詳細な有料版も提供可能である。

はじめに

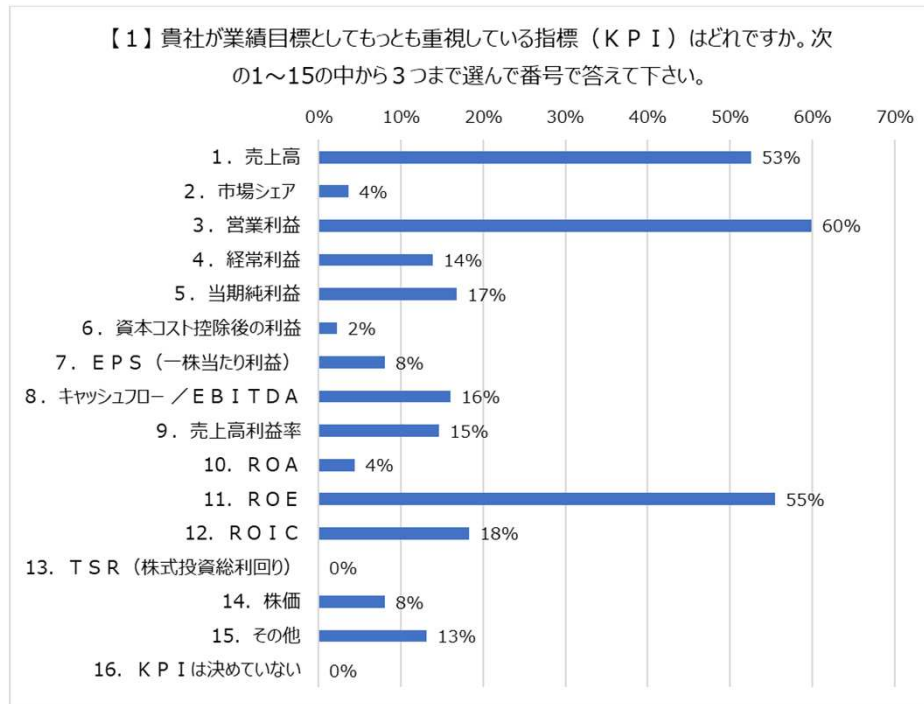
- ◆ コーポレートガバナンスにおける現代のベスト・プラクティスは、①独立社外取締役を中心とする取締役会、②取締役と執行役員との分離、③指名、報酬および監査の機能を用いた取締役会による執行役員に対する監督、④経営の透明性の確保、と特徴付けられる。
- ◆ このモデルを前提として、JCGRは2023年9月30日から、東証プライム上場の内国企業を対象にコーポレートガバナンスに関するアンケート調査（JCGIndex サーベイ）を実施、137社からの回答を得られた（一部、東証スタンダード上場企業を含む）。
- ◆ 本資料は回答企業にフィードバックを実施するため、各社の回答結果を取りまとめて分析を試みたものである。日本の資本市場におけるコーポレートガバナンスの水準を認識すると同時に、自社における取り組みの現在地を確認することにお役立ていただきたい。

P a r t I

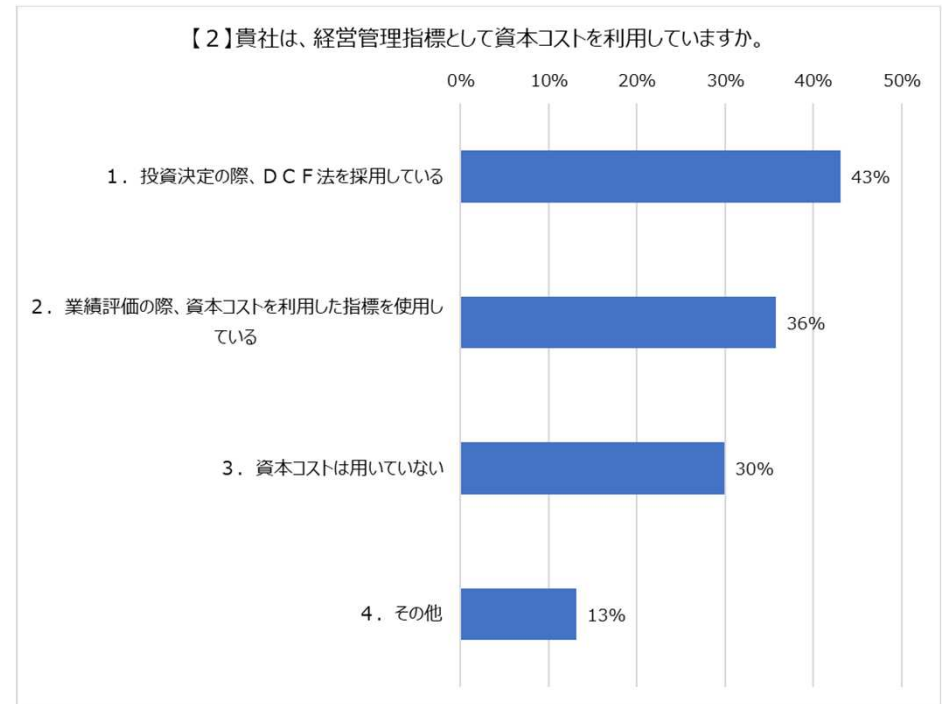
会社の目標とCEOのリーダーシップ

【1】業績目標として重視する財務指標 【2】経営管理指標としての資本コスト

- 重視する指標の中には、資本生産性の指標、資本コストを用いた指標、株式価値を示す指標が含まれるべき。



- 企業価値向上のための投資を決定する際、その成果を評価する際のいずれも、資本コストを用いることが望ましい。



Part I (その他の項目)

- 【3】CEO報酬の業績連動部分
- 【4】業績連動報酬を決定する指標
- 【5】CEOの後継者育成計画①
- 【6】CEOの後継者育成計画②
- 【7】CEOの選解任
- 【8】CEOの経営責任
- 【9】CEOの自社株保有
- 【10】株式会社の目的

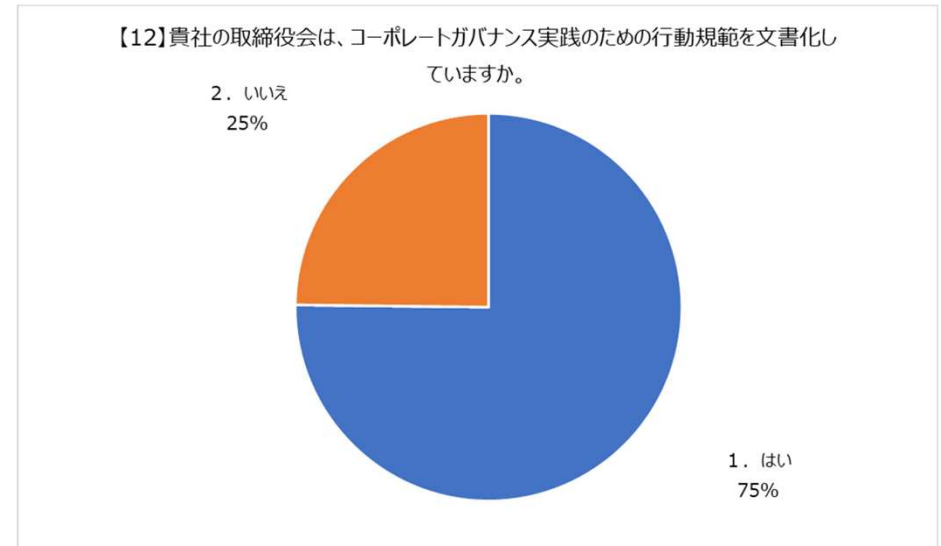
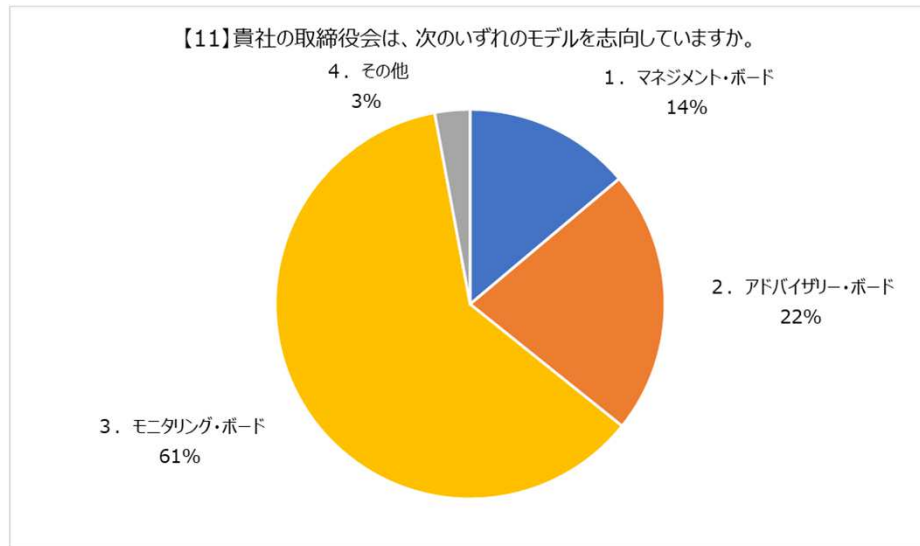
Part II

取締役会と取締役

【11】取締役会が志向するモデル 【12】コーポレートガバナンスの行動規範①

➤ ガバナンスとマネジメントを人的分離するモニタリング・ボードが、現代企業に相応しい取締役会の姿である。

➤ 会社は自社に即したコーポレートガバナンス原則を定めるとともに、それを文書化することが必要である。



Part II (その他の項目)

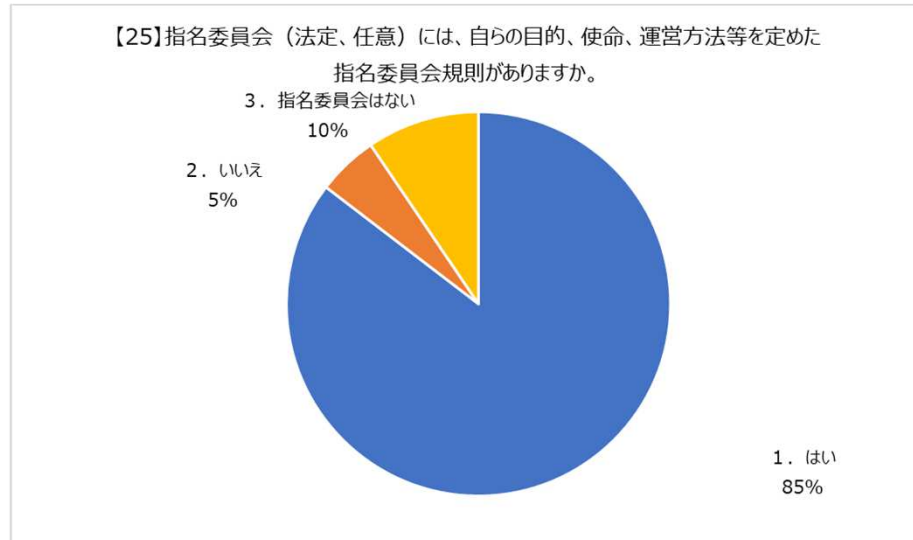
- 【13】コーポレートガバナンスの行動規範②
- 【14】コーポレートガバナンスの行動規範③
- 【15】社内取締役の選解任基準
- 【16】社外取締役の選解任基準
- 【17】社外取締役の独立性基準
- 【18】取締役に求める多様性・スキル
- 【19】社外取締役に期待する役割・機能
- 【20】取締役に対する期待役割の説明
- 【21】取締役のスキルマトリックス①
- 【22】取締役のスキルマトリックス②
- 【23】期待役割等に基づく取締役の評価
- 【24】新任取締役に対する研修

Part III

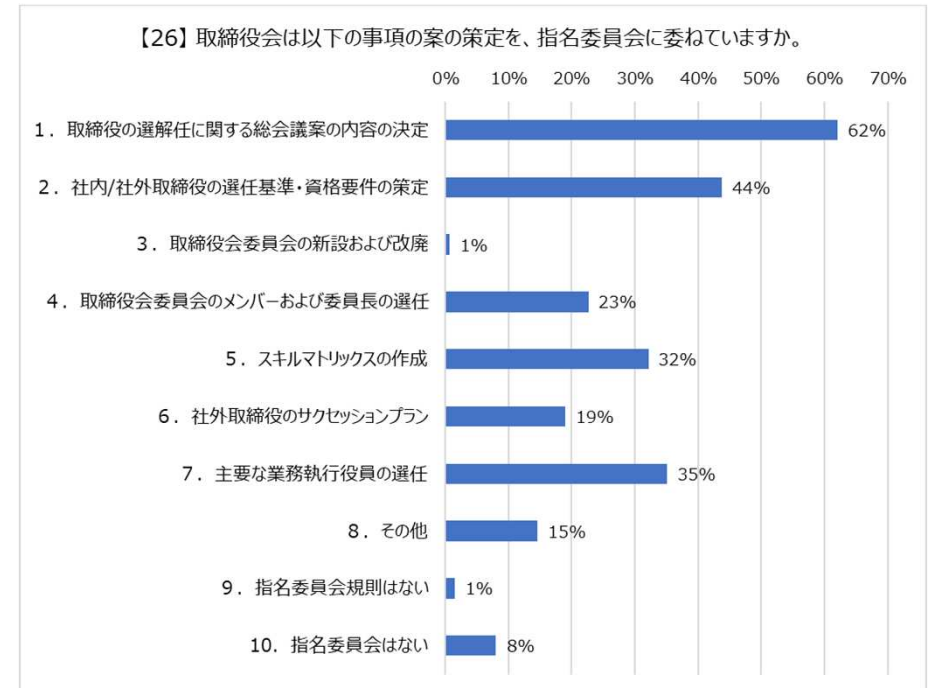
取締役会の監督 – 指名・報酬・監査 –

【25】指名委員会規則の策定 【26】指名委員会の権限

- 会社はコーポレートガバナンスの行動規範と同様、指名委員会規則を策定して文書化すべきである。



- 指名委員会には役員を選解任に止まらず、「コーポレートガバナンス委員会」として広範な役割が期待される。



Part III (その他の項目)

【27】指名委員会メンバーの資格要件・選任基準

【28】指名委員会による自己評価

【29】報酬委員会規則の策定

【30】報酬委員会の権限

【31】成果報酬に関する報酬委員会規則

【32】報酬委員会による自己評価

【33】監査委員会規則の策定

【34】監査委員会の権限

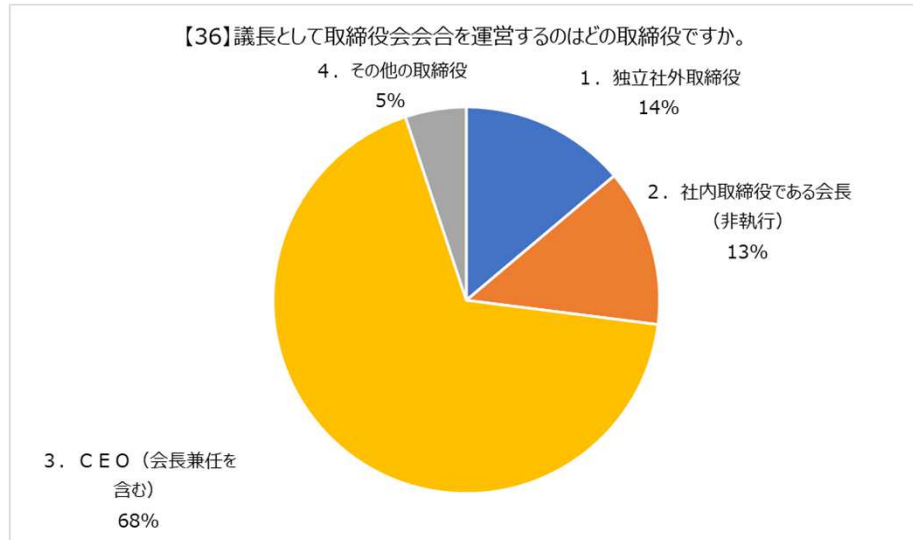
【35】監査委員会による自己評価

Part IV

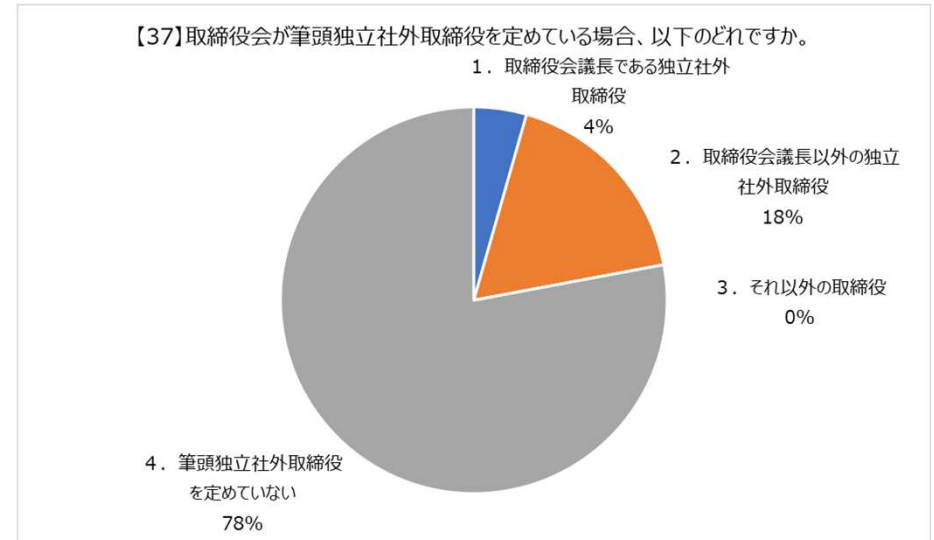
取締役会の運営

【36】取締役会会合の議長 【37】筆頭独立社外取締役の選任

➤ 取締役会会合の議長は非執行者であることが求められ、とりわけ独立社外取締役であることが望ましい。



➤ 取締役会における監督機能を確立するため、独立した議長など筆頭独立社外取締役を選任すべきである。



Part IV (その他の項目)

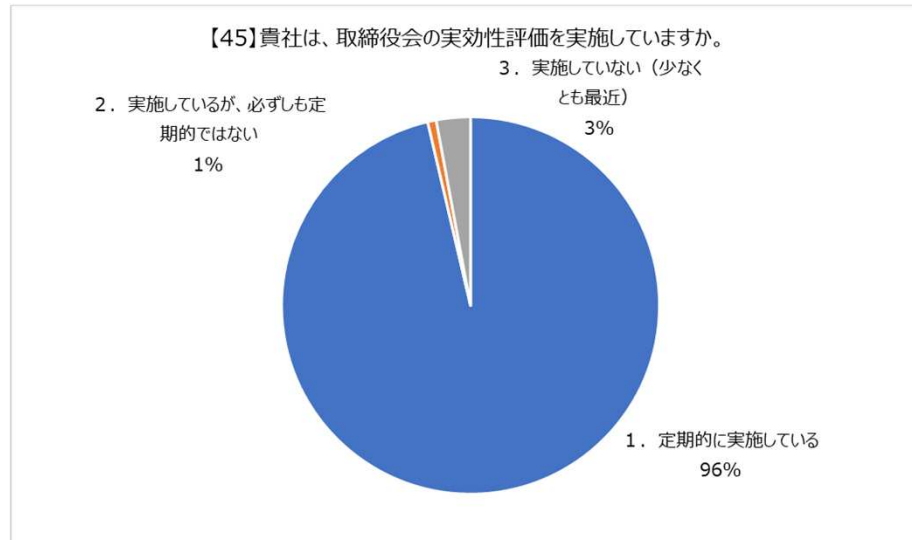
- 【38】取締役会付議案件の事前説明
- 【39】取締役会における戦略等の議論
- 【40】取締役会における方針等の確認
- 【41】サステナビリティに関する基本方針
- 【42】独立社外者のみによる役員会
- 【43】筆頭独立社外取締役の責務
- 【44】業務執行取締役の自社株保有

P a r t V

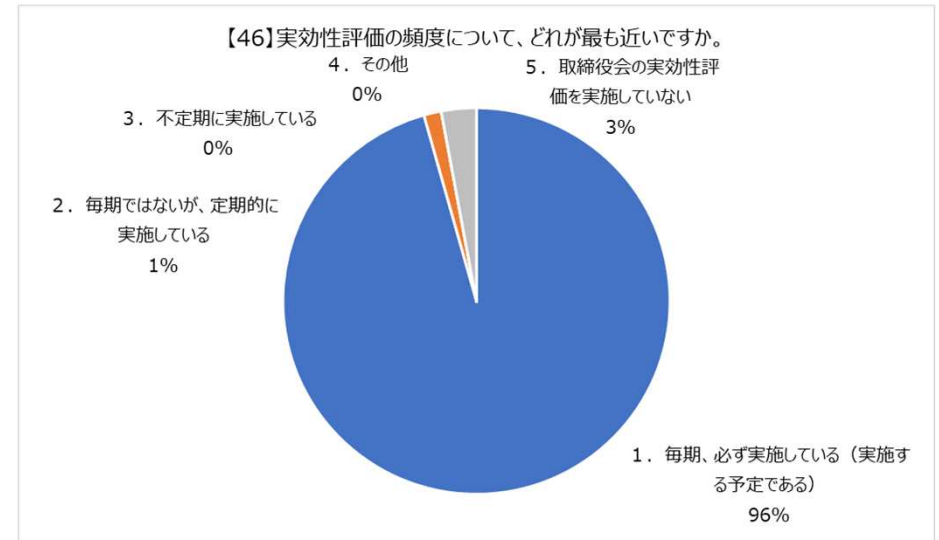
取締役会の実効性評価

【45】取締役会実効性評価の実施 【46】取締役会実効性評価の頻度

➤ 取締役会は自らが運営するガバナンス実務を、定期的に検証・評価し、必要に応じて修正すべきである。



➤ 取締役会によるガバナンス実務の検証・評価（実効性評価）は、毎年必ず実施されるべきである。



Part V (その他の項目)

【47】取締役会実効性評価の責任者

【48】取締役会実効性評価の基準

【49】取締役会実効性評価の方法

【50】取締役会実効性評価の結果

【51】コーポレートガバナンス実施状況の監視

日本コーポレートガバナンス研究所は
コーポレートガバナンスの確立・普及を通して
自由主義経済の発展に貢献します。

JCGR 日本コーポレートガバナンス研究所